埼玉県が実施する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 交付事業への申請のご案内

防衛医科大学校に令和2年2月1日から令和2年6月30日までの期間に在職された方で、既に 異動等(休職、転出、退職、研修終了した研修医)され、医療従事者慰労金交付の申請を 希望される方へのお知らせです。

- (1) 現在、他の医療機関等に勤務されている方 現在勤務している医療機関等で申請してください。 対象となる期間に、本病院での勤務実績があった場合は、 本病院による勤務証明を発行いたしますので、令和2年 9月25日(金)までに勤務していた部署の庶務担当者へ お問合せください。
- (2) 現在、医療機関等に勤務されていない方個人での申請をお願いします。 対象となる期間に、本病院での勤務実績があった場合は、本病院による勤務証明をいたしますので、令和2年9月25日(金)までに、勤務していた部署の庶務担当者へお問合せいただき、別添ファイル「1.新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金 個別申請書兼請求書(防医大用)」に、必要事項を記載等していただき、勤務していた部署の庶務担当者へ令和2年9月29日(火)(必着)までに郵送して下さい。

埼玉県が実施する新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の制度の詳細については、埼玉県ホームページ

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/iroukinn.html をご参照ください。